

広島県収受	
第	号
- 4, 8, - 4	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生発0804第1号
令和4年8月4日

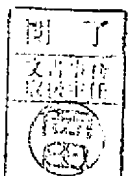
各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度
管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医薬品、
医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条
第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器
（告示）の施行について」等の改正について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等につ
いては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第
二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機
器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年厚生労働省告示第298号。以下
「クラス分類告示」という。）等において定められており、クラス分類告示にお
ける一般的名称の定義等については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安
全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大
臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医
薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項
の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行につ
いて」（平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知。
以下「平成16年局長通知」という。）により示しているところです。

今般、令和4年8月4日付けで「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全
性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣
が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器等の一部を改正す
る件」（令和4年厚生労働省告示第247号）が適用されることに伴い、平成16年
局長通知及び「医療機器の修理区分の該当性について」（平成17年3月31日付け
薬食発第0331008号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「平成17年局長通知」と
いう。）の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係事業者、



関係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、一般社団法人米国医療機器・I V D工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器・I V D委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添えます。

記

1. 平成16年局長通知の別添CD-ROMの記録内容の一部を別添1のように改正する。
2. 1の改正に伴い、平成17年局長通知の別表の一部を別添2のように改正する。

別添2

体内固定用肋骨髄内釘の項の次に次のように加える

1194		44854003	体内固定用腓骨髓内釘	Ⅲ	—		—
------	--	----------	------------	---	---	--	---

(参考)

クラス分類告示			コード	一般的名称	クラス 分類	特定 保守	設置 管理	修理 区分
別表 第 1	別表 第 2	別表 第 3						